

男鹿市企業管理規程第 2 号

男鹿市加茂地区ガス供給条例附則第 4 号の期間を定める規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市加茂地区ガス供給条例附則第 4 号の期間を定める規程の一部を改正する規程

男鹿市加茂地区ガス供給条例附第 4 号の期間を定める規程（令和 5 年企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
男鹿市加茂地区ガス供給条例（平成17年男鹿市条例第19号）附則第 4 項の規程で定める期間は、 <u>令和 7 年 5 月及び令和 7 年 6 月</u> とする。	男鹿市加茂地区ガス供給条例（平成17年男鹿市条例第19号）附則第 4 項の規程で定める期間は、 <u>令和 5 年10月から令和 6 年 2 月まで</u> とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。